

岡崎市優良工事施工業者選定及び公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は岡崎市が発注した建設工事において優秀な成績で完成させた工事の施工業者を岡崎市優良工事施工業者として選定及び公表するために必要な事項を定め、建設業者の技術及び施工意欲の向上を図り、併せて公共工事の適正な施工及び品質の向上に資するものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 業種 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める建設工事の種類をいう。
- (2) 施工業者 岡崎市が発注した工事の施工業者で、建設業法第2条第3項に定める建設業者のうち、岡崎市入札参加資格名簿(建設工事)に登録のある市内建設業者をいう。なお、「岡崎市特定建設工事共同企業体運用基準」に定められた共同企業体のうち市内建設業者により構成された共同企業体も含まれるものとする。
- (3) 工事成績評定点 岡崎市工事成績評定要領第4条第3項に定める岡崎市工事成績評定表(様式第307号)の評定点合計をいう。

(選定の対象となる工事)

第3条 選定の対象となる工事は岡崎市が発注した工事のうち、公表年度の前年度に完成し、岡崎市工事成績評定要領により評定した工事とする。

(選定の基準及び公表の対象)

第4条 選定の基準は次に掲げるとおりとし、選定された工事の施工業者を公表する。

- (1) 業種ごとに工事成績評定点が80点以上の上位3工事とする。
- (2) 同一業種での工事件数が10件以上あり、その工事すべてが80点に満たない場合であっても最上位の工事成績評定点が全業種での平均点を超えていれば最上位の工事とする。
- (3) 同一業種で2工事以上施工業者が重なった場合は上位となった工事とする。(1業者、1工事を基本とする)
- (4) 別業種で2工事以上施工業者が重なった場合は工事成績評定点の高い工事とする。(全体で1業者、1業種を基本とする)
- (5) 工事成績評定点が同点の場合は工事成績評定の小数点第1位までの数値を比べ、その数値の高い工事を上位とする。
- (6) 選定の基準及び欠格事項等により選定から外れた場合、その業種で次の順位となる工事に同様の選定基準を適用する。

(欠格事項)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、岡崎市優良工事施工業者の選定から除外する。

- (1) 選定の対象年度の4月1日から公表前日までに岡崎市の入札参加停止措置を受けた業者
- (2) 選定の対象年度に完成した岡崎市発注の工事において工事成績評定点が65点未満の工事を施工した業者

(公表の方法等)

第6条 公表の方法は岡崎市土木建設部建設企画課のホームページに掲載する。

- 2 公表は当該年度の対象について翌年度とする。
- 3 公表する内容は施工業者名、工事名並びに工事場所とする。

(庶務)

第7条 岡崎市優良工事施工業者の選定及び公表に係る事務は、土木建設部建設企画課において執行する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は当該事務を所管する部長が定める。

附 則

この要領は平成28年8月19日から施行する。

この要領は令和3年4月1日から施行する。※組織改正による修正